

平成30年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第8号）

平成30年3月16日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 那須塩原市市民活動センター条例の制定について
議案第20号 那須塩原市産業団地造成事業特別会計条例の制定について
議案第21号 那須塩原市いじめ問題対策委員会条例の制定について
議案第22号 那須塩原市社会福祉法人の助成に関する条例の制定について
議案第24号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第26号 那須塩原市税条例の一部改正について
議案第27号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第28号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第29号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について
議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について
議案第32号 那須塩原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
議案第33号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の一部改正について
議案第34号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
議案第35号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第36号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
議案第37号 那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議案第38号 那須塩原市屋外広告物条例の一部改正について
議案第39号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について
議案第40号 那須塩原市下水道条例の一部改正について
議案第41号 那須塩原市特別業務地区建築条例の一部改正について
議案第42号 那須塩原市東日本大震災復興推進基金条例の廃止について
議案第43号 那須塩原市一般廃棄物処理基本計画について
議案第44号 那須塩原市地域公共交通網形成計画について
議案第45号 第3期那須塩原市障害者計画について
議案第46号 第5期那須塩原市障害福祉計画について
議案第47号 第7期那須塩原市高齢者福祉計画について

議案第48号 第2期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画について
議案第49号 那須塩原市林道橋梁長寿命化計画について
議案第50号 那須塩原市立地適正化計画について
議案第51号 那須塩原市住生活基本計画について
議案第52号 那須塩原市市営住宅長寿命化計画について
議案第53号 那須塩原市スポーツ施設整備計画（後期）について
議案第54号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議について
請願・陳情等について

（各委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 2 議案第 9号 平成30年度那須塩原市一般会計予算
議案第10号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
議案第11号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
議案第14号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
議案第15号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
議案第16号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
議案第17号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算
議案第18号 平成30年度那須塩原市水道事業会計予算

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 3 報告第 3号 専決処分 の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）

日程第 4 議案第55号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
（提案説明、質疑、討論、採決）

日程第 5 発議第 1号 庁舎建設検討特別委員会の設置について
（提案説明、質疑、討論、採決）

日程第 6 発議第 2号 議員の派遣について

日程第 7 議報第 1号 庁舎建設検討特別委員会委員選任の報告について
（報告）

日程第 8 議報第 2号 庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長の報告について
（報告）

日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 所管事務調査報告について
（報告）

出席議員（25名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	21番	君島一郎	議員
22番	玉野宏	議員	23番	金子哲也	議員
24番	吉成伸一	議員	25番	山本はるひ	議員
26番	中村芳隆	議員			

欠席議員（1名）

20番	齋藤寿一	議員
-----	------	----

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	伴内照和
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	塩水香代子	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部長	藤田恵子	子育て支援課長	高久幸代
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久留生利美
都市計画課長	大木基	都市整備課長	佐藤正規
上下水道部長	中山雅彦	水道課長	黄木伸一
教育部長	稻見一志	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	佐藤章

農業委員会
事務局 長 小 出 浩 美
塩原支所 長 宇 都 野 淳

西那須野
支所 長 白 井 一 之

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石 塚 昌 章
課長補佐兼
議事調査係長 福 田 博 昭
議事調査係 室 井 良 文

議事課長 増 田 健 造
議事調査係 鎌 田 栄 治
議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君島一郎議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は25名であります。
20番、齋藤寿一議員より欠席する旨の届け出があります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（君島一郎議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◇

◎議案第19号～議案第22号、
議案第24号及び議案第26号
～議案第54号並びに請願・陳情等の各常任委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（君島一郎議員） 初めに、日程第1、議案第19号から議案第22号まで、議案第24号及び議案第26号から議案第54号までの34件並びに請願・陳情等についてを議題といたします。

ただいま申し上げました34件及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

7番、齊藤誠之議員。

〔総務企画常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○総務企画常任委員長（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務企画常任委員会の審査経過と結果についてご報告いたします。

平成30年第1回那須塩原市定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定、一部改正及び廃止案件4件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月7日から9日まで、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、企画部市民協働推進課所管の議案第19号 那須塩原市市民活動センター条例の制定について申し上げます。

委員から、開館時間及び休館日はどのように決定したのかとの質疑があり、執行部からは、利用団体から平日に活動することが多いとの意見があったため、平日は午前9時から午後10時まで、日曜・祝日は午前9時から午後5時までの開館とした。休館日は、公民館の休館日と重ならないこと及び祝日が多い月曜日でも利用できるよう、水曜日を休館日とすることとしたとの答弁がありました。

審査の結果、議案第19号 那須塩原市市民活動センター条例の制定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第24号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、報酬の金額はどのように決めているのかとの質疑があり、執行部からは、報酬の金額については報酬審議会が審査し決定しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第24号 那須塩原市特別職の

職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、固定資産評価審査委員会所管の議案第26号 那須塩原市税条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、これまで3人で1案件対応していたとのことだが、審査委員が6人になるということは、2案件対応できるようになるということではないのかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第26号 那須塩原市税条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第42号 那須塩原市東日本大震災復興推進基金条例の廃止について申し上げます。

委員からは、基金の残高はいつゼロになったのかとの質疑があり、執行部からは、平成28年度の事業をもって残高がなくなったとの答弁がありました。

審査の結果、議案第42号 那須塩原市東日本大震災復興推進基金条例の廃止については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

9番、佐藤一則議員。

〔福祉教育常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（佐藤一則議員） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果につい

てご報告をいたします。

平成30年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定案件2件、一部改正案件9件、計画案件5件、その他の案件1件の合計17件でございます。

これらを審査するため、去る3月7日から9日の3日間、第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、教育部学校教育課所管の議案第21号 那須塩原市いじめ問題対策委員会条例の制定について申し上げます。

委員からは、第3条に、組織について規定されているが、どのようなメンバーを考えているのかとの質疑があり、執行部からは、それぞれの分野での専門家をお願いしたいと考えているが、具体的な人選は設置されてからであり、市長部局でついている第三者委員会などは参考にしていきたいとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第21号 那須塩原市いじめ問題対策委員会条例の制定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部社会福祉課所管の議案第22号 那須塩原市社会福祉法人の助成に関する条例の制定について申し上げます。

委員からは、第3条の助成対象事業の中に社会福祉法人の運営に関する事業があるが、この内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、地域福祉等を進めるような公益性のある事業で、具体的には社会福祉協議会がボランティアを育成したりする事業等というような意味合いであるとの答弁が

ありました。

以上、審査の結果、議案第22号 那須塩原市社会福祉法人の助成に関する条例の制定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部国保年金課所管の議案第27号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、今回の改正により平成30年度に国民健康保険税が下がる世帯はどのくらいあると見込んでいるのかとの質疑があり、執行部からは、下がる条件としては、資産割が廃止になる点だが、1万8,000世帯ほどある中で、個別の世帯の計算はできないというところで、そこまでは算出していないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第27号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部教育総務課所管の議案第29号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、条文の中で、現行で「学術優秀で」というところが「学業成績が優秀で」と変更になっているが、どのように捉えてこの文言となったのか伺うとの質疑があり、執行部からは、「学術」という言葉は、いわゆる専門の学問ということで、「学業成績」は学生・生徒の本分として、それに励むことが要求される学校の授業というところで、こちらのほうが適当と考え今回の文言に修正したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第29号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部国保年金課所管の議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、県に対する納付金の額については、市が主導して決定するのか、県の意思によって決定されるのかとの質疑があり、執行部からは、各資料等を市が県に提供し、それに基づいて県が決定するとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部国保年金課所管の議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸与基金条例の一部改正について申し上げます。

執行部の説明の後、委員からは、特に質疑や意見などはなく、議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸与基金条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部教育総務課所管の議案第32号 那須塩原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、施行を平成30年8月1日としたいとのことだが、共英学校給食共同調理場の工事の状況としては、予定どおり7月に完成し、8月1日に移転ができるのかとの質疑があり、執行部からは、今のところ順調に進んでおり、その予定であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第32号 那須塩原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部教育総務課所管の議案第33号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の一

部改正について申し上げます。

委員からは、「英検準1級以上を取得している者」というのを「学業成績が特に優秀である者」と改正する上で、「特に」という点について一定程度の基準は設けるのかとの質疑があり、執行部からは、一定の基準は設けていきたい。英検準1級と同じ程度のものがTOEICでもやはり何点以上のものという規定があり、そういうものにするか、またはもう少しレベルを下げてよいのではないかということになればTOEICでの何点等というもので規定したいとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第33号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部スポーツ振興課所管の議案第34号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、どのようなことでエアライフル射撃場を削るのかとの質疑があり、執行部からは、現在くろいそ運動場にあるエアライフル射撃場を廃止、撤去するものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第34号 那須塩原市体育施設条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部国保年金課所管の議案第35号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、他市町村の施設等に入所し、後期高齢者となり住所変更前の市町村の後期高齢の組合の被保険者となる場合、その方の住所はそのまま他市町村に置いておくということでのよいのかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第35号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第36号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、第7期那須塩原市高齢者福祉計画において、一部、公費と保険料との割合について訂正があったが、この議案の保険料については正しいのかとの質疑があり、執行部からは、計画については計画書への転記ミスによる訂正であり、保険料の算定については訂正後の形で行っているため、誤りはないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第36号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部社会福祉課所管の議案第45号 第3期那須塩原市障害者計画について申し上げます。

委員からは、「障害のある人の状況」という部分で、身体障害者手帳交付者数等が出ているが、全国や県内と比較し、傾向はあるのかとの質疑があり、執行部からは、身体障害については、塩原地区に国立の視力障害センターがあった関係から、県内において視覚障害の方の割合は当市は若干高い傾向はあるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第45号 第3期那須塩原市障害者計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部社会福祉課所管の議案第46号 第5期那須塩原市障害福祉計画について申し上げます。

委員からは、「地域生活移行等の目標の設定」に関して、当市で、施設入所者数はどのくらいな

のかとの質疑があり、執行部からは、平成28年度で、施設入所支援が112人、グループホームが66人であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第46号 第5期那須塩原市障害福祉計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第47号 第7期那須塩原市高齢者福祉計画について申し上げます。

委員からは、パブリックコメントにおいて意見はあったかとの質疑があり、執行部からは、権利擁護の関係についての表現の仕方について1件の意見があり、表現を何カ所か直したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第47号 第7期那須塩原市高齢者福祉計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部国保年金課所管の議案第48号 第2期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画について申し上げます。

委員からは、6年間の計画期間の中で、見直し等を行うのかとの質疑があり、執行部からは、毎年、県とやりとりをし、状況等を報告しながら見直しを図ったり指導を受けたりしていくとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第48号 第2期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部スポーツ振興課所管の議案第53号 那須塩原市スポーツ施設整備計画について申し上げます。

委員からは、後期計画については、屋内施設の整備に入るという話を伺ってきた。国体の施設を中心に整備するのは当然だと思うが、屋内施設の

整備という文言がないように見え、大きく方針を変更したのかとの質疑があり、執行部からは、方針を変更したということではない。今回、この計画を実施している途中で国体が決まったということもあるが、くろいそ運動場の体育館の耐震化、テニスコートの管理棟の耐震化というのは屋内施設の設備でもあり、全く屋内施設整備をしないということではなく、継続して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第53号 那須塩原市スポーツ施設整備計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第54号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議について申し上げます。

委員からは、この事務にかかわる方というのは、資格等を有する方なのかとの質疑があり、執行部からは、既にある程度人選は終わっており、2名決まっています、1名は医師会で行っている医療と介護の連携の拠点事業の業務に携わっている方である。もう一名は、保健師でケアマネジャーの資格を持っている方である。この2名の人選で考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第54号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

ここで訂正をお願いいたします。

議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金「貸与基金条例」と発言しましたが、貸与ではなく「貸付基金条例」に訂正を願います。

○議長（君島一郎議員） 福祉教育常任委員長の報

告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

14番、松田寛人議員。

〔建設経済常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○建設経済常任委員長（松田寛人議員） それでは、建設経済常任委員会の審査経過と結果についてご報告をさせていただきます。

平成30年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正案件7件で、計画に関する案件6件、新たに提出された請願1件の合計14件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月7日、8日、9日、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第20号 那須塩原市産業団地造成事業特別会計条例の制定について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、第3条の弾力条項の適用の内容について質疑があり、執行部からは、地方自治法第218条第4項の規定により、業務量の増加及び直接必要な経費に不足が生じた場合に暫定予算を組むことができるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第20号 那須塩原市産業団地造成事業特別会計条例の制定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

建設部建築指導課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、建築基準法改正に伴う

建築物の移転に係る確認手数料が新設されることだが、建築物の移転の内容について質疑があり、執行部から、建築基準法の移転の定義は、建物の同一敷地内に建てれば移転扱いであり、同一敷地外に建てると新築扱いとなる。建築基準法の改正により、同一敷地外の建築であっても特定行政庁が認める場合は移転の扱いができるもので、そのための確認手数料であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第28号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について申し上げます。

建設部都市計画課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から特に質疑等はなく、審査の結果、議案第37号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 那須塩原市屋外広告物条例の一部改正について申し上げます。

建設部都市計画課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、屋外広告物の禁止地域等に田園住居地域が追加されたが、どのような地域になるかとの質疑があり、執行部から、都市緑地法等の一部改正により新たな用途地域として田園住居地域が創設され、それに伴い屋外広告物法が改正となった。田園住居地域とは農地に居住専用地域を取り込んだものとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第38号 那須塩原市屋外広告物条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について申し上げます。

建設部都市整備課の審査において、執行部から

の説明に対し、委員から、都市公園内に設ける運動施設の割合をどのように定めたのかとの質疑があり、執行部からは、都市公園法施行令の改正で全国一律に100分の50とした基準が定められた。地方公共団体においては条例で定めることとなっているが、本市では法の基準に当てはまる案件はなかったため、国の基準を採用したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第39号 那須塩原市都市公園条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 那須塩原市下水道条例の一部改正について申し上げます。

上下水道部下水道課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、下水道の料金改定における検討内容及び料金の基準について質疑があり、執行部から、料金の基準については下水道審議会の答申を参考に検討した。検討内容は少量利用者の負担増の抑制のため、従量使用料を加えた。また、答申の内容では大量排出する利用者の上げ幅が大きかったため抑える内容となっており、西那須野地区を参考に設定したとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、段階的な軽減措置の内容として大量排出者や旅館組合等への説明について質疑があり、執行部からは、下水道審議会では3年間の軽減措置との答申があったが、水道料金改定のとおり同じように、軽減措置期間を6年とした。また、大量排水者への説明も済みであり、旅館組合へも3月中には説明することとなっていたとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第40号 那須塩原市下水道条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 那須塩原市特別業務地区建

築条例の一部改正について申し上げます。

建設部都市計画課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から特に質疑等はなく、審査の結果、議案第41号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 那須塩原市一般廃棄物処理基本計画について申し上げます。

生活環境部環境対策課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、数値目標にある事業系と家庭ごみの考え方について質疑があり、執行部からは、クリーンセンターへ事業者が搬入した場合でも、排出元が一般家庭から出たものは家庭ごみ、事業所から委託を受けて搬入されたごみを事業系のごみと集計する形で目標値を定めるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第43号 那須塩原市一般廃棄物処理基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 那須塩原市地域公共交通網形成計画について申し上げます。

生活環境部生活課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、公共交通空白地域について、高林地区など公共交通サービス圏域人口比率が低い地域があるが、空白地域ではどのような調査を行ったのかとの質疑があり、執行部からは、住民懇談会を各地域で月1回実施し、直接市民から意見をいただいていた。朝、病院に向かうバスはあっても、帰りの時間帯にバスがないことから往復の体制ができていない。また、料金やバス停についての問題が意見としてあったとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、地域公共交通会議の委員からの意見をどのように集約したか、また、本計画における公共交通アドバイザーからどのような講評をいただいたのかとの質疑があり、執行

部から、委員には実施した実態調査等を説明し、状況を把握いただき意見を集約した。また、公共交通アドバイザーからは、市内にある3つの駅と新幹線の停車駅を有している特徴を生かしてほしいとの意見をいただいたとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第44号 那須塩原市地域公共交通網形成計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 那須塩原市林道橋梁長寿命化計画について申し上げます。

産業観光部農林整備課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、事業計画の前期5年間で補修を予定している橋梁の実施期間はどの質疑があり、執行部からは、本計画が決議された後、詳細設計をすることになるのが、早くても平成32年ごろの予定との答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第49号 那須塩原市林道橋梁長寿命化計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 那須塩原市立地適正化計画について申し上げます。

建設部都市計画課の審査について、執行部からの説明に対し、委員から、居住誘導区域の設定方法において、現況生活サービス水準からみた評価のステップ3は工業系用途等の区域と災害の危険性のある区域が同じ色の表示になっているが、考え方について何うとの質疑があり、執行部からは、同じ色の表示であるが、工業系の用途地域に災害の危険性がある区域はない。また、災害の危険性がある区域の隣接地に居住誘導区域はないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第50号 那須塩原市立地適正化計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 那須塩原市住生活基本計画

について申し上げます。

建設部都市整備課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、成果指標の基本目標1から3の目標値について質疑があり、執行部から、第2次総合計画前期基本計画の中の目標値をもとに設定したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第51号 那須塩原市住生活基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 那須塩原市市営住宅長寿命化計画について申し上げます。

建設部都市整備課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、公営住宅等のストックの状況について、平成28年度末時点で、維持管理コスト削減のため、用途廃止を行い、市営住宅の戸数が816戸とのことだが、用途廃止になった住宅の利活用はどの質疑があり、執行部からは、用途廃止と判定したものは、木造住宅で耐用年数も経過しており、耐震対策などの長寿命化計画を立てても、ライフサイクルコストの低減が図れないので、取り壊しを行い、利活用はしないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第52号 那須塩原市市営住宅長寿命化計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 都市計画道路3・3・4号線 東那須野東通りの整備計画への早期着手についての請願について申し上げます。

採択すべきとする委員から、那須塩原駅中心の発展が進まない状況の中で、都市計画道路3・3・4号は非常に重要な道路である。本路線の周辺に新庁舎が建設され、なおかつ大田原市ともつながっていく道路として、この趣旨について採択と考えるとの意見がありました。

また、ほかの委員から、一般質問などでも早期

着手のお願いをしてきた。多額の予算をかけ、区画整理の整備は終了しているが、この道路の完成なくして区画整理の完了はないと思う。県北の中心市として、ふさわしい道路網の整備というのが必要であることから採択と考えるとの意見がありました。

採決の結果、請願第1号 都市計画道路3・3・4号線 東那須野東通りの整備計画への早期着手についての請願は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

初めに、議案第19号から議案第22号まで、議案第24号及び議案第26号から議案第29号までの9件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略します。

議案第19号から議案第22号まで、議案第24号及び議案第26号から議案第29号までの9件については、各常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第19号から議案第22号まで、議案第24号及

び議案第26号から議案第29号までの9件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、第19号から議案第22号まで、議案第24号及び議案第26号から議案第29号までの9件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について、討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。

18番、日本共産党の高久好一です。

議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について、反対する討論を行います。

市は、平成30年度の国民健康保険制度の改革を踏まえ、県と市が共同の保険者となり、国民健康保険の運営に当たります。県は財政運営の主体となり、各市町村が納付金を納めることで県内の保険給付費は県が負担することになっております。

本市の国民健康保険財政調整基金の用途については、これまで保険給付費等や保健事業に要する費用が不足するときの財源に充てる場合に限り処分できるものとしておりました。しかし、今回の制度改革に伴い、保険費用の負担に対する県と市の役割が変更になることから、平成30年度以降は、保険給付ではなく納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、財政調整基金は当該不足額を埋めるための財源に、その全部または一部を充てることができるよう、処分内容の改正を行うもので、施行は平成30年4月1日としていま

す。

国保の財政調整基金は平成29年度末の残額は11億2,091万4,000円、30年度末現在、見込み額は10億8,079万1,000円と記載されています。財政調整基金は毎年、市民から預かった国民健康保険税の余った部分の半分以上を積み上げてきた、大切な市民から預かった財産です。

けさの下野新聞に、国保の4つの赤字自治体の中で、那須塩原市の赤字額が1億3,700万円と報道されていました。現状で行けば、この程度の赤字が続いても8年近くは持ちこたえられる財政調整基金の額が、那須塩原市にはあると私は計算しています。

この条例の改正案は、保険給付費は県が負担することになったから、財政調整基金の使い道を優先して県の納付金に充てるというものです。このような対応には反対します。加入者市民への給付を最優先とすべきであり、納付金に充てる順位は最後にすべきです。

市は、一方で、制度改革当初は国・県による財政支援の拡充が行われ、納付金も抑えられる部分もあるが、今後財政支援は漸減となる予定であり、基金対応も困難になってくる見通しを述べています。国保運営協議会からは、国保制度の安定的な運営が可能となるよう、毎年国保税率等を含めた財政運営の見直しを行うこととの意見が出されています。国保財政が相当厳しくなるという、そういう見通しを持っての考えだと思います。市には、県を頼りにするだけでなく小まめに検証し、見直しを行うよう求めます。

議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について、反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

〔8番 星 宏子議員登壇〕

○8番（星 宏子議員） 8番、公明クラブ、星宏子です。

議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

那須塩原市国民健康保険財政調整基金は、国民健康保険の保険財政を健全に維持するため設置されたものであります。現在、国民健康保険の被保険者の保険給付に要する費用は、保険者である市が直接負担をしておりますが、平成30年度の国民健康保険制度改革によって、栃木県も共同保険者となり、県が決定した国保事業費納付金を市から県へ納めることにより、保険給付に要する費用は県が負担することになります。

納付金の主たる財源は、国民健康保険税ですが、支払うべき納付金額に対し、国保税が不足する場合は税率の引き上げが余儀なくされ、被保険者にとって負担を強いられることになります。一方、税収の不足分を一般会計から法定外の繰り入れにより賄うことは、国保加入者以外の市民にも負担を強いることになるため、税負担の公平性の観点からも望ましくないと考えます。

以上により、基金の処分について現在の保険給付費に要する費用の財源が不足する場合から、納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合に充てることができるよう改正を行うことは適正であり、被保険者に対しても配慮したものであるといえることから、那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正に賛成する討論といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第30号については、福祉教育常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第30号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れはなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号から議案第35号までの5件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第31号から議案第35号までの5件については、各常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第31号から議案第35号までの5件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第35号までの5件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高久好一です。

議案第36号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、反対する討論です。

市は、第7期福祉計画に基づく介護サービスの見込み量、必要な施設の整備、制度の改正及び介護報酬の改定に伴う給付費の上昇等を総合的に勘案して、平成30年度から平成32年度までの保険料

基準額を年額6万4,800円、月額5,400円に1カ月当たり300円の値上げをするものです。新たに指定居宅介護支援等の事業に関する事項を追加し、基本方針について定めるとともに、指定介護予防支援事業の基本方針を一部改正し、いずれも施行日を平成30年4月1日にしています。

国庫負担が少ないことが原因となる介護保険の構造的欠陥が、健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となり切れない現状を抜本的に変えることが強く求められています。

反対する理由は、那須塩原市は4月1日から月額5,100円の介護保険料を5,400円と5.88%値上げする考えを固めました。本市の介護保険財政調整基金は7億1,890万あり、その半分以下の取り崩しで年1億1,028万円とし、7期分の3年間は値上げなしで対応することが十分可能です。栃木県内の佐野市や野木町、市貝町、壬生町、益子町など、1市4町は住民の生活の実情に合わせ、値上げなしの対応をしました。

アベノミクスの失敗による貧困と格差の広がりの中で所得が減少し、市民の暮らしが大変なときです。市民は国保の支払いや介護の保険料を支払うだけで精いっぱいであり、利用料が払えず、使いたくても利用を控えざるを得ない状態です。さらなる保険料の負担増には反対する以外にありません。

現在、那須塩原市の介護保険料は県内では高いほうから17位ですが、改正後は15位と上がります。県保健福祉部では、高齢化に伴いサービスの利用がふえていることが保険料を押し上げた要因としています。最高は大田原市の6,300円で、最低は益子町の4,561円と、月額の差額は1,739円あり、今後も同様の値上げが繰り返されれば、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、1人当たりの保険料は月額7,445円にまで上昇すると推計されて

います。

要支援、要介護者の健康を守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう強く求め、議案第36号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

〔9番 佐藤一則議員登壇〕

○9番（佐藤一則議員） 議席番号9番、那須塩原クラブ、佐藤一則です。

議案第36号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、第7期那須塩原市高齢者福祉計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率を見直すとともに、関係法令等の改正に伴い、本条例の一部を改正する内容であります。

本市の高齢化率は、第7期中の平成32年度には27.7%に達する見込みであり、要介護認定者数の増加等は避けられないところであります。その中で必要な介護基盤を整備し、必要な介護サービスを確保していく等、事業の費用としての貴重な財源となるのが介護保険料であります。

第7期期間中の介護保険料は、介護サービスの見込み量や施設の整備、制度改正等による給付費の伸びとのバランス等を総合的に勘案した結果であります。また、見直しに当たっては介護保険財政調整基金の取り崩しを行い、保険料基準額の急激な上昇を抑制する配慮がなされており、適切な保険料率の設定であると判断いたします。

そのほか、指定介護予防支援事業の基本方針に、障害福祉制度との連携を図る旨を追加する改正及び居宅介護支援事業者に係る指定等についての基本方針を追加する改正につきましては、上位法に伴う改正であることから、那須塩原市介護保険条例の一部改正に賛成する討論といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第36号については、福祉教育常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第36号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号から議案第54号までの18件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第37号から議案第54号までの18件については、各常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第37号から議案第54号までの18件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第54号までの18件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情に入ります。

請願第1号 都市計画道路3・3・4号線 東那須野東通りの整備計画への早期着手についての請願について、討論を許します。

19番、相馬義一議員。

〔19番 相馬義一議員登壇〕

○19番（相馬義一議員） 請願第1号 都市計画

道路3・3・4号線 東那須野東通りの整備計画への早期着手について、賛成討論を行います。

討論の考え方として、私は反対討論があつて賛成討論ありと考えていますが、このたびの請願第1号については、那須塩原市が県北の中心市としての発展や那須塩原駅周辺の交通アクセスの向上、活性化など、重要な内容であることから、賛成討論を行うことにご理解をお願いします。

まず、都市計画道路3・3・4号線東那須野東通り、昭和48年に栃木県告示241号として都市計画に決定しており、以来、市執行部はこの路線について東日本旅客鉄道株式会社とJR線の一体交差についての協議や平成22年度以降は道路整備に向けた検討調査、あわせて一般県道東小屋黒羽線が3・3・4号線東那須東大通りに直接接続するよう起点の振りかえを県に要望、平成26年度からは、その起点の振りかえに加え、3・3・2号黒磯那須北線まで県道として路線の延伸と、その整備についても県に要望を行うなど、推進に努力しております。

市長においても、議会の会派代表、市政一般質問への答弁において、みずからの公約でもあり、ライフワークでもある。早く道筋をつけるため、市として必要な取り組みを進める等、積極的、前向きに答えております。

第2次道路基本計画においても、拠点連絡ラインを補完する道路として位置づけをしております。

また、このたびの提出者は東那須野自治会長会よりの請願であります。これまでも近隣事業や地元地権者様などから要望があり、また、多くの市民の方々よりご意見が寄せられていることとすることから、この路線は市民、市長、執行部との同意のもと、推進すべき路線と思います。

今後の広域的な交通の拠点としても重要な路線でありますことから、議会としても連携し、整備

計画の早期着手に理解を示す必要があると思いますので、請願第1号 都市計画道路3・3・4号線 東那須野東通りの早期着手について賛成し、討論とします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

請願第1号について、建設経済常任委員長報告は採択であります。

採決いたします。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立全員。

よって、請願第1号については、採択と決しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第9号～議案第18号の予算常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第2、議案第9号 平成30年度那須塩原市一般会計予算から議案第18号 平成30年度那須塩原市水道事業会計予算までの10件を議題といたします。

議案第9号から議案第18号までの10件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、7番、齊藤誠之議員。

〔予算常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○予算常任委員長（齊藤誠之議員） それでは、これより予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第9号から議案第18号までの平成30年度当初予算案件10件でございます。

これらの付託案件を審査するため、3月15日木曜日午前10時から本庁舎303会議室において、委員出席のもと、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第9号 平成30年度那須塩原市一般会計予算について、討論では、委員から、保育園臨時職員配置費は前年度と同額の4億円を計上しているが、市の保育士の63%が臨時職員で、改善が急務である。市は臨時職員の多様な働き方に応えた勤務としているが、保育士配置を臨時職員に依存しているため、保育の質の確保が大きな問題となっているとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第9号 平成30年度那須塩原市一般会計予算は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、討論では、委員から、厚生労働省の国保滞納速報値で県内5位となっている保険証の取り上げをやめるべきである。

また、平成30年度の予算で23.5%を占める保険税額の収納率を引き上げるため、保険税の引き下げや市民の暮らしの実態に沿った土日の納税相談などをさらに強める必要があるとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第10号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、討論では、委員から、市は介護保険料を5,100円から5,400円に値上げする考えだが、財政調整基金の取り崩しで7期分の3年間は値上げせずに運営ができる。栃木県内の1市4町は値上げしておらず、所得が減少している市民へのさらなる負担増には反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から議案第17号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算までの特別会計に係る予算案件5件につきましては、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成30年度那須塩原市水道事業会計予算につきましては、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第9号 平成30年度那須塩原市一般会計予算について、討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高久好一です。

議案第9号 平成30年度那須塩原市一般会計予算の反対討論です。

市は、予算編成のキーワードを選択と集中とし、市民の生活の安全・安心の向上に取り組んでいくための予算として、総額475億2,000万円を計上しています。

今回の予算で評価できる点は、就学援助の前倒しの給付と不便な予約ワゴンバスをゆーたくにかえ、利便性を向上させること、臨時保育士の時給を改善し1,000円にすることです。

今回も当初予算には反対することになりました。反対する第1の理由は、保育所の待機児童問題です。本市の待機児童数は50人で、昨年に続き県内で最多となっています。市は新設保育所が整備され、カバーできるとしていますが、民間保育所整備にも行き詰まりが出てきており、市内だけで

は事業者が集まらず入札がおくれたため、整備のおくれが出て、待機児童がなかなか減らない状況にあります。

厚労省によると、2016年度の調査では、地方行革を看板にした歴代政権のもとで、公立保育所の廃止や民営化が進められ、2012年から16年の5年間のデータでも、公立保育所は1,358カ所減る一方、民営保育所は1,090カ所増加しています。背景には、公立保育所の運営費の一般財源化や整備の一般財源化を推し進め、国の責任を地方に押しつけてきたことがあります。

国は、市や町に対して2014年度から公共施設等総合管理計画の策定を求め、市もこれに沿って保育所の民営化をさらに進めようとしています。反対する以外にありません。

第2の理由は、市は30年度の保育士の臨時職員配置費として、保育士、調理師、用務員費に前年と全く同じ4億円を計上しています。市の保育士の63%が臨時職員としていますが、1人、7時間45分勤務と換算しての数字であり、実数はもっと高く7割を超えられると思われます。栃木県では53%と報告されており、改善が急務です。

市は、保育士の多様な働き方に応えた勤務と強調していますが、職員の多くは再任用を繰り返しており、希望する人は本採用とすべきです。本市の保育士の配置と待遇は臨時職員に依存した異常な状態が続いており、保育の質の確保に関しても大きな問題となっています。公立保育所のあり方は、民間の認定こども園のあり方にも大きな影響を与えます。深刻な保育士不足は、保育所増設が進まないことの要因の1つにもなっています。

第3の理由は、子どもの医療費助成事業に3億3,137万7,000円があります。昨年より66万5,000円少なくなっています。国は、子どもや重度心身障害者などの医療費窓口負担の無料化を実施した

全国の自治体に対し、国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティー、制裁措置を毎年科しています。県内市町でも少子化対策や子育て支援を強めるため、国のペナルティーを乗り越え、高校まで現物支給を行っている、さくら市や那須町、塩谷町の例があります。

本市は高校生まで無料化したものの、窓口負担など多くあり、子ども医療のあり方を見直し、早急に現物給付を拡充すべきです。

さらに、社会保障番号制度システム整備に関する予算がことしも999万円、関連事務やシステムの管理費に計上されています。市民には徴税の強化と社会保障の利用抑制が目的であり、メリットは身分証明書として使える程度しかありません。国が目指した1,800の業務は、いまだに半数が見通しも立たない状況です。導入の計画から4つの企業グループが事業の8割を独占しているため、市場原理が働かず、費用が高く、整備の改修のたびに本市が費用の3分の1を負担する仕組みです。15日まで行われていた税金の申告には、マイナンバーはなくても何の不利益も受けない、こう総務省と国税庁が答えています。行政目的以外の民間などへの利用拡大は次々に予定されており、情報漏えいの危険は一層増大しています。個人番号カードは、情報が集積すればするほど狙われる価値は高くなり、対策はドイツなどで行われている情報の分散管理が一番有効とされています。市民の大切な個人情報を守るためにも、個人番号制度は中止、廃止すべきです。

人口増に合った多くの市町村に共通する言葉には、特別な対策は行っていない。住民にとって何が必要か、真剣に対応してきたら、いつの間にか我が自治体の住民がふえていたという答えです。予算編成には市民ニーズを低下させず、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民

ニーズに応える市民サービスを確保し、市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第9号 平成30年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 6番、森本彰伸議員。

〔6番 森本彰伸議員登壇〕

○6番（森本彰伸議員） 皆さん、こんにちは。

6番、那須塩原クラブ、森本彰伸です。

平成30年度那須塩原市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

これまで市長は、一貫して市民優先の市政運営を基本姿勢とし、人が基本の視点でまちづくりを実施しているとおっしゃってきました。

平成30年度一般会計予算には、市長が人とまち、安心、活力創出予算と表明されたとおり、安心して生活できるまちや人と産業が元気なまちづくりなど、第2次那須塩原市総合計画前期基本計画の4つの重点プロジェクトが目指す、まちの姿を表現するための事業が多く予算化されています。

特に、地域力向上プロジェクトでは、市民活動支援センター管理運営費及び地域学校協働本部推進事業費で安心して生活できるまちの実現、魅力創出プロジェクトでは、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業費、観光誘客促進事業費及びアートを生かしたまちづくり事業費で人と産業が元気なまちづくり、未来力育成プロジェクトでは、民間保育施設等整備支援事業費及び放課後児童クラブ整備事業費で子どもたちの力を育む取り組み、都市力成長プロジェクトでは、新庁舎整備事業費及び新南下中野線道路改良事業費でまちの力を成長させる取り組みなどが挙げられます。

このほかにも、国民体育大会に向けた体育施設整備や子育て環境整備、産業団地の造成、黒磯消防署建てかえなどの未来に向けた投資を集中的に行うための予算に加え、産後ケア事業、電気自動

車購入補助、思い出のふるさとごはん事業費などの新たなソフト事業にかかわる経費も予算化されています。

一方で、事務事業推進のキーワードを選択と集中とし、これまで以上に必要性や有効性、費用対効果の視点から事業の選択を行い、一般会計の予算規模を前年比9億5,000万円の減となる472億2,000万円とするとともに、既存事業の見直しや重点化などのスクラップ・アンド・ビルドによる財源確保を図るなど、健全財政の維持にも配慮した予算となっています。

これらのことから、平成30年度一般会計予算は、市民が安心して生活できるとともに、人とまちの元気が沸き上がる予算であり、財政の健全化に配慮しつつ、将来像の実現に向けて力強く歩み進めようとする意欲的なものであると評価できます。

本市においても、少子高齢化や人口減少といった状況が、穏やかではありますが進んでいます。平成30年度一般会計予算に計上された事業をスピード感を持って力強く推進していただき、人がつながり新しい力が沸き上がるまちが実現されるよう期待をいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第9号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第9号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高久好一です。

議案第10号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論です。

本会計は、国民皆保険を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであり、平成30年度は平成28年度の決算、29年度の医療給付状況等を分析し、適切な保険運営のための予算を計上するものとしています。予算は30年度被保険者数を前年度に比べ2,184人減の3万1,613人とし、予算額は前年度比23.5%減の125億4,132万5,000円としました。

市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担の50%を半分以下の24%まで引き下げてきたことにあります。栃木県の自治体の国保収納率が悪いのは、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べ、県民への支援が少ないからです。国には国庫負担をもとに戻すよう、県には支援をふやすよう要請を強く続ける必要があります。

今年度から国民健康保険の財政運営が県に移り、制度が大きく変わる中、県内市町で4方式の市町は資産割をなくしたため、全ての市町が所得割、均等割、平等割の3方式に変わるようになります。

反対する理由の第1は、市は県への納付金額が減ったにもかかわらず、市民の一番の関心事である市民個々の保険税額の増減については、概要すら明らかにしていません。一般質問の中でも明らかにされませんでした。反対する以外にありません。

反対する理由の第2は、保険証の取り上げ問題

です。厚労省は2017年度の県内市町別の国保滞納等の速報値が発表されています。これによると、資格書発行が、10年間連続ワースト1位の栃木県、那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、県内5位の保険証取り上げを直ちにやめて、市民に制裁で対応するのではなく、優しい市になるべきです。30年度歳入の23.5%を占める保険税額の29億4,793万円の収納率を引き上げるため、市民が払いやすい保険料への引き下げと市民の暮らしの実態に沿った土日の納税相談などをさらに強める必要があります。

那須塩原市の2017年6月1日現在の保険証の取り上げ数は660世帯となり、発行率は県で5番目に高い3.49%で、何と全国平均1%の3倍以上の率で取り上げが行われています。発行率では、鹿沼市が1位、真岡市が2位、栃木市が3位と変わりましたが、栃木県全体の8,191世帯の8.05%が那須塩原市が占めています。市民に機械的で過酷な保険証の取り上げは、早急にやめて市民に優しい市になるべきです。

全日本民主医療連合会の調べでは、経済的事由により保険証がなく、診療のおくれ死亡事例が全国で58人ありました。これは国が調査を行っていないため、氷山の一角でしかありません。これら治療がおくれて死亡に至った事例の多くは、当事者個人の努力では解決し得ない社会的につくり出された早過ぎる死であり、社会保障の網の目からこぼれ落ちていた実態を国が責任を持って明らかにして、なくす必要があります。

国民健康保険法第1条には、この法律は国民健康保険事業と健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とすると、国保は社会保障に寄与する制度であり、社会保障と明確に規定しています。さらに、9条でも、災害や病気など、特別な事情があれば保険

証を維持できると規定しています。

国は発表していませんが、全国の3割を超える市町村では、既に資格書の発行をやめています。国がこの事実を認めるようになって8年目になります。資格書を発行しても、結果的には診療がおくれ、病状の悪化を招き、結果的に医療費の増大につながり、収納率も上がらず、よいことは何もないという理由からです。

栃木県内では、今回も那珂川町は唯一、今回も保険証の取り上げを行いませんでした。県内の幾つかの市や町は国保財政の単年度決算は赤字になっています。国保の都道府県広域化や社会保障と税番号制度、病床転換支援金は市町村独自の取り組みを困難にさせ、住民の声を届きにくくし、住民自治を崩壊に導く制度です。市や町は国の言いなりになるのか。市民の健康を守る立場で高過ぎる国保税の引き下げや値上げを抑える努力を続けるのかが厳しく問われています。

本市の国保収納率の改善は続いています。改善の幅が年々小さくなってきました。国には国庫負担の増額を求め、市は市民が払いやすい国保税へと引き下げ、保険証の取り上げの過酷な制裁をやめ、土日の休日納税相談やトワイライトなど、相談体制を強化し、市民の健康と命を守るという市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

議案第10号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

〔10番 相馬 剛議員登壇〕

○10番（相馬 剛議員） 議席番号10番、相馬剛です。

議案第10号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、賛成する討論を行います。

国民健康保険は、戦前の1938年、今から80年前、

現行法の前身である国民健康保険法が施行されました。これは、農林水産業者や自営業者などの医療費の負担を抑えるために制定され、これまで続く市町村国保の始まりでありました。その後、1947年に旧国保法が改正されましたが、1956年時点では何の健康保険にも入れない人が3分の1もいました。そこで、1958年、現行の国民健康保険法が施行され、全ての市町村に公営保険の設立を義務づけることで、国民皆保険を目指してきました。そして、平成30年度の国保制度改革において、県と市が共同の保険者となり、国民健康保険の運営に当たることとなります。

その上で、平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出を前年度より23.5%減の125億4,132万5,000円とするとともに、平成29年度から30年度までの特別健康診査診察券作成と平成30年度から平成31年度までの封入・封緘業務委託の債務負担行為を定める事項及び一時借入金の最高限度額を1億円と定め、なお、保険給付費の過不足が生じた場合、経費の各項の間の流用を定めたものであります。

この基本的な考え方は、国保制度の安定的、かつ持続的な運営を目的としているものであり、国保制度改革を受け、平成28年度の決算、平成29年度の医療費給付状況、保健事業費給付金等を分析し、適切な保険運営のための予算として計上されていると思います。

また、このたびの条例の一部改正において、保険税算出方法から資産割がなくなったことにより、保険税滞納者が減少することが期待できると思います。

以上のことから、平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に賛成する討論といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第10号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第10号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。表決漏れなしと認め、確定いたします。起立多数。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

議案第11号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第11号については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算について討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高久好一です。

議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、反対する討論です。

市は、30年度予算は第7期高齢者福祉計画の初年度に当たり、計画の着実な実現のための予算として、第1号被保険者数を29年度比2.6%増の3万634人とし、要介護認定者数を4,425人の1.2%増とし、予算は29年度比2.3%減の79億1,091万

4,000円とするものです。

市長の市政方針では、少子高齢化という社会構造の大きな変化の中で、那須塩原市に住み生活する皆様を一番に考えるということや誰もが生き生きと暮らすため、住みなれた地域で安心した生活を送れるよう、地域住民助け合い事業や避難行動要支援者援護事業を実施してまいりますとあります。

国が高齢者向けの施設から子どもに施策を方向転換したことに沿って、市長の市政方針も高齢者のための比率が減っています。

国庫負担が少ないことが原因となる介護保険の構造的欠陥が、健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となり切れない現状を、抜本的に変えていくことが今、強く求められています。

反対する第1の理由は、那須塩原市は4月から5,100円の介護保険料を5,400円と5.88%値上げする方針を固めました。財政調整基金は7億1,890万円あり、その半分以下の取り崩しで年1億1,028万円として7期分の3年分は値上げなしで対応することが十分可能です。県内の佐野市や野木町、市貝町、壬生町、益子町など、1市4町は市民の生活の実情に合わせ、値上げなしでの対応を行いました。

アベノミクスの失敗で貧困と格差の広がりの中で、所得が減少し、市民の暮らしは大変なところでは。国保の支払いで精いっぱい市民に、さらなる負担増には反対する以外にありません。

2つ目の理由は、保険給付の問題です。国は、介護費用の削減と利用抑制の政策により、施設入所が要介護3以上に限定された中で、本市には193人の入所待機者がいます。施設入所を希望しながら入所できず生涯を閉じるような事態は許されません。国と自治体は加入者が安心して利用できるよう、早急に施設を整備すべきです。

介護認定者の6割以上を占める要介護2以下の加入者を給付から外すという分母切りの国の計画案は、介護保険の父と言われる国の元老健局長でさえ、介護保険は国家的詐欺と言われても弁解できないと言われるほどです。

本市が行っている総合事業も担い手の確保が課題とされている中、全国では、この4月から総合事業から撤退する事業者もいる自治体が250を超えます。人手不足や総合事業の単価の低さが影響していると見られます。国に抜本的な対策を要請することが急務です。

3つ目の理由は、市では保険の滞納者に給付制限を行っており、30年2月現在、7人の方に給付制限を行っています。1割の自己負担額を3倍支払わなければ利用できなくなる制裁です。健康弱者の命と健康を守るため、制裁は人道上からも許されません。直ちにやめて支払い方法や相談活動を強めるべきです。高齢者や健康弱者が安心して暮らせる世の中こそ、誰もが安心して暮らせる世の中につながります。

要支援者、要介護者の健康と暮らしを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう強く求め、議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

〔12番 大野恭男議員登壇〕

○12番（大野恭男議員） 議席番号12番、大野恭男です。

議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、第7期那須塩原市高齢者福祉計画の初年度に当たり、計画の着実な実現に向けて円滑で安定した事業運営を行うため、精査、積算して計上したものと説明を受けました。当予算案の大部

分を占める保険給付費につきましては、対前年度比5.59%減の71億5,137万1,000円を計上しております。これは、平成28年度の決算及び平成29年度の介護給付状況等を分析し、適正な介護サービス利用料を見込み、精査した結果によるものであります。

また、地域支援事業費、事務的経費等についても、介護保険制度を運営するために必要なものと理解するところであります。

今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加、要介護認定者及び認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、第7期那須塩原市高齢者福祉計画を推進していただき、地域包括ケアシステムの構築に向けた健康づくりや介護予防、認知症施策、地域づくり等の各施策に取り組むための適正な予算と判断し、議案第12号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計予算に賛成する討論といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第12号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第12号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から議案第18号 平成30年度那須塩原市水道事業会計予算までの6件について

は、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第13号から議案第18号までの6件については、予算常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

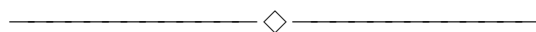
採決いたします。

議案第13号から議案第18号までの6件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第18号までの6件については、原案のとおり可決されました。



◎報告第3号の上程、説明

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第3、報告第3号 専決処分報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕を議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 報告第3号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

議案書2ページから3ページ、議案資料はございません。

本件につきましては、平成30年1月11日、那須塩原市塩原地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が、市道今井6号線に停車していた相手方車両の横を通過しようとした際、路面の凍結によりスリップを起

こし、相手側車両に接触し、ボディー右側を破損したものであります。

両者協議の結果、過失割合は市側が100%で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金26万2,224円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第4、議案第55号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第55号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は1ページから4ページとなります。

今回の補正予算は、国の補正予算に伴い、農業

用機械導入助成事業、小学校エアコン整備事業及び小・中学校トイレ洋式化改修事業に必要な経費について予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入では、議案資料3ページ、14款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金1億1,502万1,000円を追加し、同ページ、15款県支出金では、担い手確保・経営強化支援事業費補助金386万1,000円を追加し、同ページ、21款市債では、小学校エアコン整備事業及び小・中学校トイレ洋式化改修事業に係る教育総務債3億1,500万円を追加するものであります。

歳出では、同ページ、6款農林水産業費で、農業経営基盤強化促進事業費に農業用機械の導入に対する助成経費386万1,000円を追加し、同ページ、10款教育費では、小学校エアコン整備事業費に小学校12校に係る設置工事費3億2,000万円、小学校トイレ洋式化改修事業費に小学校2校に係る改修工事費5,321万円、中学校トイレ洋式化改修事業費に中学校1校に係る改修工事費5,700万円の追加により、合わせて4億3,021万円を追加するものであります。

なお、歳入と歳出を比較し18万9,000円の差額が生じるため、これを14款予備費で減額して調整するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ4億3,388万2,000円を追加し、平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を506億3,032万4,000円とするものであります。

また、これら歳入歳出予算補正のほか、4件の繰越明許費補正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第5、発議第
1号 庁舎建設検討特別委員会の設置についてを
議題といたします。

本案について、提案理由の説明を申し上げます。
議案書、発議第1号をごらんください。

この特別委員会は、議会として新庁舎建設のあ
り方等の意見を執行部に提言し、議会自身も新庁
舎の調査研究を行うべく、各会派代表者6名と正
副議長の計8名を委員とする特別委員会を、委員
会条例第6条に基づき設置するものであります。

お諮りいたします。

質疑、討論を省略し、採決することで異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、質疑、
討論を省略いたします。

採決いたします。

庁舎建設検討特別委員会を原案のとおり設置す
ることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、調査建設検討特別委員会を原案のとお
り設置することに決しました。

—————◇—————

◎発議第2号の上程、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第6、発議第
2号 議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、那須塩原市議会会議規
則第167条の規定により、お手元に配付のとおり
議員を派遣したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付
のとおり派遣することに決しました。

—————◇—————

◎議報第1号の上程、報告

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第7、議報第
1号 庁舎建設検討特別委員会委員選任の報告に
ついてを議題といたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例
第7条第1項の規定により、議長が指名すること
になっております。規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（君島一郎議員） ただいまの朗読のとおり報告いたします。

この後、暫時休憩としますが、休憩中に庁舎建設検討特別委員会を開催し、委員は第1委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、特別委員会に所属していない議員と執行部の皆様におかれましては、協議が終了するまで休憩願います。

以上、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時19分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議報第2号の上程、報告

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第8、議報第2号 庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、次のとおり互選されたので、報告いたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（君島一郎議員） ただいまの朗読のとおり報告いたします。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

庁舎建設検討特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、これを付することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、庁舎建設検討特別委員長から申し出のとおり、これに付することに決しました。

◎所管事務調査報告について

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第10、所管事務調査報告についてを議題といたします。

関係委員長は、登壇の上、報告願います。

議会運営委員長、24番、吉成伸一議員。

〔議会運営委員長 吉成伸一議員登壇〕

○議会運営委員長（吉成伸一議員） それでは、議会運営委員会の所管事務調査についてご報告をいたします。

本年1月25日、26日、2日間にわたって岐阜県可児市議会及び三重県四日市市議会の議会改革の取り組みについて視察を行ってまいりました。

お手元に資料がありますが、その中から、まず、可児市議会につきましては、本市議会同様、議会報告会を開催をしておりますが、そのほかにも高

校生議会、ママさん議会、地域課題懇談会等を実施しております。その中で、特にママさん議会から出された意見、要望が、今回可児市の駅前に建設を現在行っている子育て支援の拠点の施設に対しての要望事項として酌み上げられております。

そのほか、特に特徴ある取り組みとしては、委員会代表質問を昨年9月議会から取り入れております。この委員会代表質問とは常任委員会で決定をし、その後、本会議で委員長が代表して質問を行い、重要な案件については執行部に対応を求める流れが構築されているという説明を受けました。

続きまして、四日市市議会ですが、やはり四日市市議会においても市民の声を受けとめるために、広報広聴委員会並びにシティ・ミーティング、そして、本市議会同様、議会報告会を開催しております。また、議会の見える化ということでは、この議場と同じように大スクリーンを設置をし、採決表示システム、そして、タブレットも既に導入を図っております。また、通年議会においては、いち早く導入をし、文書質問等も行っております。大変参考になる今回の視察でありました。

詳しくは、各委員がそれぞれの感想等を述べておりますので、報告書を一読していただければ幸いです。

以上、報告といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で、所管事務調査報告を終わります。

◇

◎市長挨拶

○議長（君島一郎議員） 以上で、平成30年第1回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 平成30年第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月23日から本日までの22日間にわたる第1回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆様方には、平成30年度那須塩原市一般会計予算を初めとする各会計予算、平成29年度各会計の補正予算、条例の新規制定や一部改正、那須塩原市公共交通網形成計画を初めとする各計画の策定などの案件のほか、本日の追加案件2件を含め、合わせて61件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りました。誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、市政一般質問の場におきまして、皆様方からご提示をいただいたご意見等につきましては、今後、十分に検討させていただくとともに、できることから取り組みを進めてまいりたいと思っております。

さて、開会中の第196回通常国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律案が審議されておりますが、法案が3月中に可決、公布をされた場合には、早急に市税等関係条例の一部を改正し、施行する必要があることから、専決処分とさせていただきます。予定でありますので、議員の皆様には、あらかじめご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、介護保険料の一部軽減措置に係る予算を盛り込んだ、国の平成30年度予算案が、過日衆議院本会議で可決されたところであります。

年度内に成立した場合には、速やかに軽減措置を実施するため、早急に市介護保険条例の一部を

改正する必要があることから、こちらにつきましても専決処分をさせていただく予定でありますので、あわせてご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、新年度の市政運営に関しましては、本定例会に先立ちお配りをさせていただきました「平成30年度市政運営方針」に基づき、職員一人一人が市民優先の市政を常に心がけ、自己の職責をしっかりと果たしていくとともに、県北の中心都市としてふさわしいまちづくりを、より一層強力に進めてまいりたい所存であります。

議員各位には、さらなるご理解とご協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。平成30年第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましたの挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 市長の挨拶が終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（君島一郎議員） 閉会に当たりまして、私からご挨拶申し上げます。

去る2月23日から22日間にわたり開催してまいりました平成30年第1回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部のご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。皆様のご協力に対し、心から感謝申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程で各議員から出されました意見、要望等を十分にご検討いただき、市政に反映されますようお願いいたします。

さて、春は出会いと別れの季節であります。この会議にも出席されております藤田企画部長、伴内総務部長、塩水保健福祉部長、藤田子ども未来部長、臼井西那須野支所長、松江会計管理者、佐藤選挙管理委員会事務局長、中山上下水道部長を初めとして、38名の職員の皆様が、この3月をもって退職されると伺っております。退職される皆様は、合併前はそれぞれの市や町のために、合併後は那須塩原市の発展と市民福祉の向上のためにご尽力をいただき、大変ありがとうございました。そして、長い間、本当にお疲れさまでした。また、我々議員に対しても誠実に接していただいたことに、議員を代表して心から感謝申し上げます。

これから第2の人生を歩むに当たりまして、皆様に幸多きことを祈念するとともに、今後も健康に十分留意され、本市のさらなる発展のためにご指導、ご鞭撻くださるようお願いを申し上げます。3月に退職を迎える皆様へ贈る言葉といたします。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時30分